

ロープ高所作業特別教育 開催ご案内

労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第40号により、「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であって、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具を取り付けたものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40度未満の斜面における作業を除く。）に係る業務」に労働者をつかせるときは、ロープ高所作業特別教育を行わなければなりません。

北海道労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会北海道支部

<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場・定員

開始時刻の10分前までに受付をしてください。

日時 令和7年5月28日(水) 8:45～17:05 (定員30名)

学科会場 釧路建設会館1階 大会議室（釧路市富士見1丁目3番2号）

実技会場 白崎建設㈱モータープール（釧路市材木町15）

2. 講習科目

- | | |
|---|--------|
| ① ロープ高所作業に関する知識（作業知識） | 1時間00分 |
| ② メインロープ等に関する知識（ロープ知識） | 1時間00分 |
| ③ 労働災害の防止に関する知識（災害防止） | 1時間00分 |
| ④ 関係法令 | 1時間00分 |
| ⑤ ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置
並びに墜落制止用器具及び保護帽の取扱い（実技Ⅰ） | 2時間00分 |
| ⑥ メインロープ等の点検（実技Ⅱ） | 1時間00分 |
| ⑦ 講習時間合計 | 7時間00分 |

3. 時間割

時間	8:45～ 8:50	8:50～ 12:00	12:00～ 12:45	12:45～ 13:45	13:45～ 14:00	14:00～ 17:00	17:00～ 17:05
項目	オリエンテーション	講義 (休憩10分)	昼食休憩	講義	実技会場 へ移動	実技	修了確認

4. 受講料

受講料（教材費込み） 13,200円（消費税込み）

5. 受講対象者

満18歳以上の者

6. 講習科目の受講一部免除

受講科目の免除はありません。

7. 修了証

所定の科目・時間を全て受講された方へ「ロープ高所作業特別教育修了証」を交付します。

「修了証」は受講者個人宛に申込書記載の「住所（又は修了証等の送付先）」へ「特定記録」で郵送します。当支部で他の特別教育を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

8. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」（氏名、生年月日、住所が記載されたいずれかの写しを添付）
自動車運転免許証（住所変更した場合は表裏両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、
パスポート、住民票（個人番号が記載されていないもの）、健康保険証等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真（カラー） 1 枚」（縦 3.0 cm×横 2.5 cm）
正面、上半身、無帽、無背景で申込前 6 ヶ月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は糊付けしないで提出してください。（色付き
サングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したもの等は
不可。）
- ④ 「受講料」
- ⑤ 「修了証郵送料（320 円分の切手）」（現金での納付はできません。）
- ⑥ 「受講申込内訳書」
複数の講習を受講する場合に提出してください。

9. 申込先

建設業労働災害防止協会 北海道支部 釧路分会（略称：建災防釧路分会）

〒085-0832 釧路市富士見 1 丁目 3 番 2 号

TEL:0154-41-7447 FAX:0154-41-7202

10. 申込み方法

- ① 受講申込受付期間 令和 7 年 5 月 9 日（金）まで。
- ② 受講申込書の到着順の受付けとなります。以下の③④のいずれかの方法でお申込みください。
（電話、ファックス、メール等での受付けは行っていない。また、受講当日の受講申込み受付けや受講料の受領は行っていない。）
- ③ 現金書留
現金書留に「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを同封して、分会事務局へ郵送してください。受付け終了後「受講券」「領収書」を郵送します。
- ④ 銀行振込み
ア 「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているもの（受講料を除く）を分会事務局へ郵送してください。書類提出後「受講料」を以下の口座にお振込みください。振込手数料は申込者のご負担となります。「受講料」の入金を確認し受付け終了後に「受講券」「領収書」を郵送しますので、早めの入金をお願いします。
イ 受講料を振込みで支払う場合の振込先口座
北洋銀行 釧路中央支店 普通預金 4993580
（口座名義 建設業労働災害防止協会 北海道支部 釧路分会）
ウ お振込みの際の留意事項
㊦ 受講料は前納制となります。事前に入金がない場合は、「受講申込書」等を提出していても受講できませんのでご注意ください。
㊧ 入金確認後に受講券・領収書を発送しますので、早めの入金をお願いします。
㊨ 振込み手数料は申込者のご負担となります。

11. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込み締切日以前であっても、定員に達した場合は受講受付けを締切りますのでご了承ください。（受付け締切後に届いた受講申込書等は返却します。）
※受講希望者が 10 名以下の場合は、開催を中止することがありますので予めご了承ください。

- ② 原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。(他の開催日に振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。)
- ③ 証明写真(カラー、縦 3.0cm×横 2.5cm、裏面に氏名記入) 1 枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。
また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始 15 分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了証は交付されません。(いかなる場合でも講習開始 15 分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 所定の科目と時間を受講した方に修了証を交付します。途中退席した場合は修了と認められませんので、講義中に座席を離れないようにしてください。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は 45 分間です。外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 筆記用具を持参してください。講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記用具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル・缶飲料・水筒等を机の上に置いて、水分補給を行うことができます。
- ⑧ 会場は禁煙です。喫煙は休憩時間に所定の喫煙所を利用してください。
講義中に喫煙所は利用できません。
- ⑨ 車でお越しになる方は、釧路建設会館の駐車場をご利用ください。第 1 駐車場が満車の場合は、第 2 駐車場(仏教幼稚園様向い)をご利用ください。また、裏玄関前は業務用なので駐車することはできません。
- ⑩ 実技講習ではヘルメットを着用し、作業しやすい服装で受講してください。また、手袋(軍手等)と安全靴の着用が望ましく、天候状況に合わせて防寒着や雨具等も用意してください。

13. 旧姓又は通称の併記について

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

建設事業主等に対する助成金

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施するロープ高所作業特別教育は、厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっておりますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

〈主な支給要件〉

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が建設業の 18.5/1000 の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

〈助成額〉

1. 経費助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の3/4
- ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 35歳未満 支給対象費用の7/10
35歳以上 支給対象費用の9/20

2. 賃金助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たりの日額 8,550円 [9,450円]
- ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たりの日額 7,600円 [8,360円]

※〔 〕内は受講生が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

3. 賃金向上助成・資格等手当助成

上記の支給決定後、賃金要件又は資格等手当要件を満たした場合は、助成額が増額される場合があります。詳細については労働局にお問い合わせください。

なお、生産性向上助成は廃止となり令和5年度以降の支給申請に適用されません。令和4年度までの支給決定に係る経過措置については労働局にお問い合わせください。

〈その他留意点〉

1. 支給申請書の提出

講習終了の翌日から起算して2ヶ月以内に、必要書類一式を北海道労働局(又は管轄都府県労働局)に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出先及び手続等に関するお問合せ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係

札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話 011-738-1043

※ この助成金を申請する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局(又は厚生労働省)のホームページからダウンロード出来ます。当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の受講証明は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3F 電話 011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問合せについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えないようお願いいたします。

